

愛玩動物看護師法の概要

本法成立の背景

- ・獣医療の内容の高度化、多様化→診療現場でのチーム獣医療に果たす役割への期待
- ・犬・猫の飼養頭数は、15歳未満人口を上回る約1,900万頭→飼い主による健康管理やしつけの重要性
- ・動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する

- ・獣医療の普及・向上
- ・適正な飼養



認定動物看護師(民間の統一資格):約2万7千人
(2021年10月1日現在)

主な内容

愛玩動物*の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正を図るため、愛玩動物看護師の資格を定める *愛玩動物:獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物(※)

(※愛玩動物看護師法施行令(令和3年政令第273号)が令和3年9月29日に公布され、政令で定める動物として、愛玩鳥(オウム科全種、カエデチョウ科全種、アトリ科全種)と規定されました。)

愛玩動物看護師の業務

- ・獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
(獣医師法第17条の規定にかかわらず実施可能)
- ・愛玩動物の世話その他の看護
- ・愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援

- ・愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用制限



愛玩動物看護師の免許

- ・愛玩動物看護師国家試験に合格
- ・主務大臣の免許
- ・主務大臣は、登録機関及び試験機関を指定できる
- ・知識の修得等の受験資格を規定

主務大臣:農林水産大臣及び環境大臣